

# 避難行動要支援者 支援マニュアル

【第2版】

平成30年9月

石狩市

## はじめに

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者が約6割、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上ったと言われています。また、災害時の支援者である消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の方が犠牲となっています。

この教訓を踏まえ、国では災害時に自ら避難する事が困難な方(避難行動要支援者)の名簿を作成し、実効性のある避難支援がなされるよう、平成25年に災害対策基本法を改正したところです。

要介護認定者や障がい者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要となります。

石狩市は、災害発生時に一人でも多くの方の命を守るという重要な目標を達成するため、避難行動要支援者制度を実施しています。

## 避難行動要支援者制度の概要

災害が発生した場合、私たちはパニック状態になります。そんな時、私たちは自分の身の安全を守らなければなりません。もっと厳しい状況で自分を守らなければならない人たちがいます。特に、自力で避難することが困難な方々には、行政機関はもとより地域住民による支援活動が不可欠です。

避難行動要支援者制度は、災害発生時に自ら避難することが困難であり、特に支援を要する方（避難行動要支援者）の名簿を作成し、その名簿を消防や警察など避難支援等関係者に平常時から提供するというものです。これにより、避難支援等関係者は、平常時から要支援者の支援対策等を検討し、災害時における安否確認や避難支援が円滑に行われるようになります。



## 避難行動要支援者とは・・・

避難行動要支援者として名簿に掲載される方は、生活の基盤が市内の自宅にあり、次のいずれかに該当する方です。また、これまで災害時等における安否確認を希望する方々から事前に登録申請を受け、市が作成した災害時要援護者名簿に記載されていた方も名簿に掲載されています。

災害時要援護者制度とは

平成16年から開始した制度で、支援を受けたい希望者を募り、市が名簿を作成し、災害時の避難誘導や安否確認等を支援するというもの。避難行動要支援者制度の開始に伴い廃止となる。

### 名簿に掲載される方

要介護認定2～5の方

身体障害者手帳が下表の方

療育手帳Aの方

精神障害1・2級の方

難病患者で身体障害1・2級の方

従来の災害時要援護者名簿に登録されていた方など



| 障害の種別               |                          | 障害の級別         |
|---------------------|--------------------------|---------------|
| 視覚障害                |                          | 1級又は2級        |
| 聴覚障害                |                          | 2級            |
| 肢体不自由               | 上肢                       | 1級、2級の1又は2級の2 |
|                     | 下肢                       | 1級又は2級        |
|                     | 体幹                       | 1級又は2級        |
|                     | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能<br>移動機能  |
| 呼吸器機能障害             | 1級                       |               |
| ぼうこう又は直腸の機能障害       |                          | 1級            |
| 小腸機能障害              |                          | 1級            |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 |                          | 1級又は2級        |
| 肝臓機能障害              |                          | 1級又は2級        |

## 名簿の配布先は・・・

避難行動要支援者名簿は、災害時のみならず、平常時から避難行動要支援者の力となっていていただく避難支援等関係者の方に配布します。

避難支援等関係者とは、下記の方々を指します。



消防署



警察署



民生委員 社会福祉協議会



町内会及び自治会

災害時等における避難支援については、避難支援等関係者や地域の支援者による任意の協力として、可能な範囲でお願いするものです。

法的な責任や義務を負うものではありません。

## 名簿の中身は・・・

名簿には避難行動要支援者の方の下記の情報が掲載されています。

氏名 生年月日 性別 住所又は居所

電話番号その他の連絡先

避難支援等を必要とする事由



名簿には個人情報に掲載されていますので、取扱いには十分注意してください。

- ・ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の13の規定により名簿情報の提供を受ける者に守秘義務が課せられます。
- ・ 避難行動要支援者名簿を取り扱う者は必要かつ最小限に限定し、コピーは厳禁です。
- ・ 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所へ保管する等、厳重に保管してください。

## 名簿はいつ使う？

名簿は、避難支援等関係者に平常時から提供されます。地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者と避難支援等関係者が、お互いの理解のうえで、名簿情報に基づき具体的な避難行動等について検討することが可能です。

災害が発生し、石狩市から避難情報が発令された際等には、この名簿を活用し、避難行動要支援者の方の避難を誘導するほか、避難行動要支援者の方の安否確認も行います。

各避難所に避難所運営本部が設置されるので、安否確認後は、その情報を各避難所運営本部で集約し、携帯電話や防災行政無線（設置されていれば）などを利用して、石狩市災害対策本部に報告します。

災害時に備え、普段から自主防災訓練等により、地域防災力を高めておくことがとても重要です。

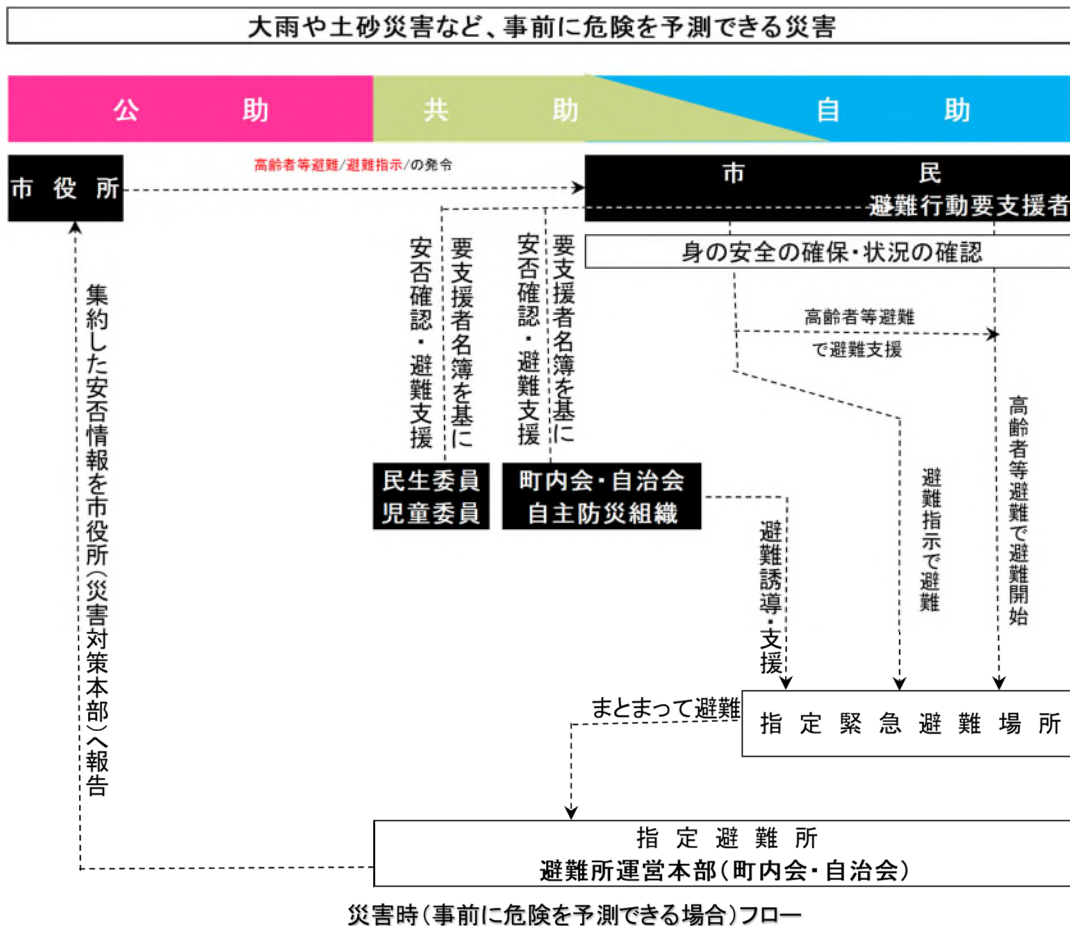
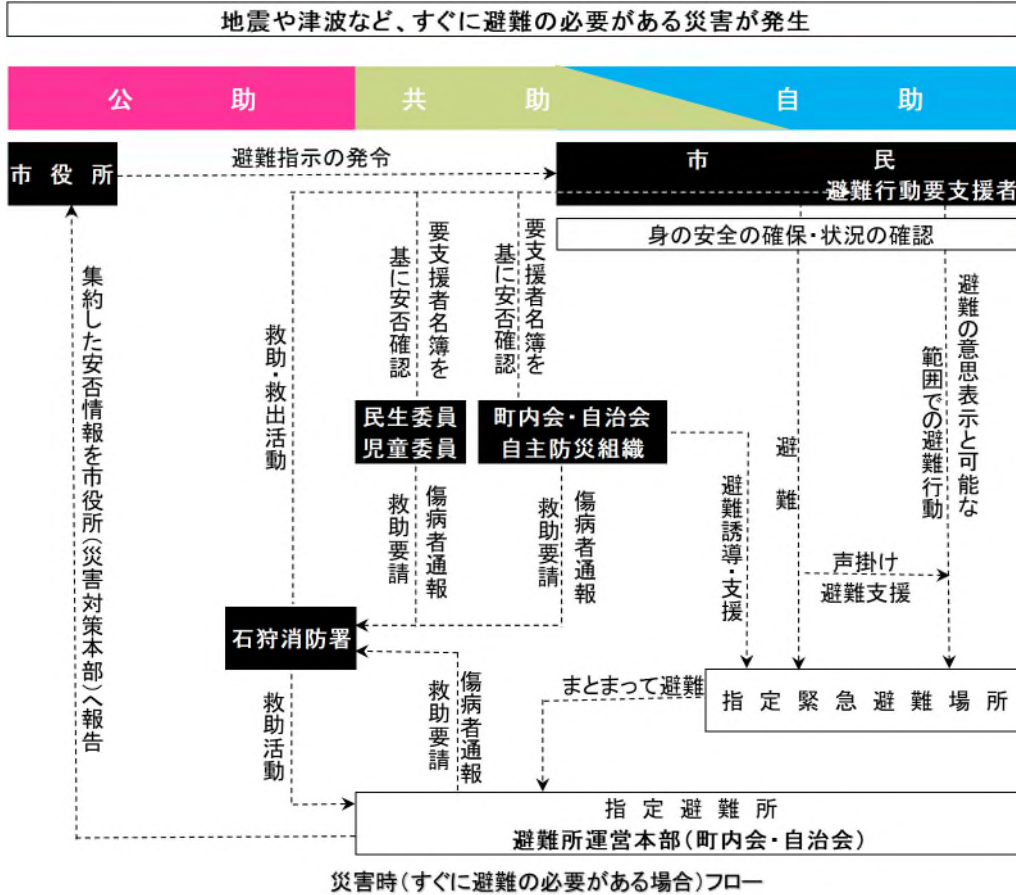
## 名簿の更新は・・・

名簿は、年1回のサイクルで石狩市が避難行動要支援者の方の情報を確認し、必要に応じて更新作業を行います。名簿の更新があった場合は、各配布先である避難支援等関係者の方へ石狩市から連絡を行います。

更新した名簿の配布は、既存の名簿との交換になります。名簿は責任を持って管理し、絶対に無くさないようお願いします。

- ・最新となった避難行動要支援者名簿に係る名簿情報の提供を受けた場合は、既に提供を受けた名簿情報に係る避難行動要支援者名簿を直ちに石狩市総務部危機対策課に返却してください。

# 災害時における運用のイメージ





## 支援される人・支援する人

災害発生時に支援される側となる避難行動要支援者と、支援する側となる避難支援等関係者が、平常時からお互いのことを十分に理解しておくことで、災害時の避難行動がスムーズになり被害の減少に繋がります。

・目の不自由な方のために \_\_\_\_\_

普段は問題なく生活している場所でも、災害によって安全に行動できなくなります。その結果、危険を回避することが困難となることから、周りの人の協力がとても大切です。

(1) 自分の身を守るために

日ごろから近所の人とコミュニケーションをとり、災害時の支援をお願いしておきましょう。また、災害時の合図（笛など）も決めておきましょう。

外出時に災害が発生したときは、周りの人に目の不自由なことを伝え、支援をお願いしましょう。

(2) 目の不自由な方を守るために

まず、声をかけ、どんなお手伝いができるかを尋ねましょう。

誘導する際は、ひじをつかんでもらい、階段などの段差に気を配り、ゆっくり歩きましょう。

災害の状況や必要な情報を伝え、安心感を持ってもらいましょう。

行き先や方向などを伝えながら、安全な方法で誘導しましょう。

・耳の不自由な方のために \_\_\_\_\_

音からの情報判断が困難となり、テレビやラジオ、電話での情報収集が難しく、適切な行動と状況の認識が不十分となります。周りの人が協力して安全な行動を支援することが大切です。

(1) 自分の身を守るために

外出時は、筆談のため常にメモと筆記用具を携帯しましょう。

重要な情報は音声によるものが多いため、筆談などで積極的に情報収集に努めましょう。

(2) 耳の不自由な方を守るために

音声による情報が伝わりにくいため、筆談や手話、身振りなどで適切な情報を提供しましょう。

口の動きで言葉を理解できることもあります。できるだけ大きく口を開けて話しかけましょう。

通信回線が機能しているときは、FAXやインターネットなども情報提供の手段に活用しましょう。

停電の際には、懐中電灯で自分の口元を照らして話しましょう。

・音声言語障がいの方のために \_\_\_\_\_

助けを求めるなど、自分の状況を伝えることが困難となりますので、周りの人の支援が最も大切です。

(1) 自分の身を守るために

状況により、筆談も効果的な場合があります。メモや筆記具の携帯に心がけましょう。

(2) 音声言語障がいの方を守るために

相手の言葉を注意深く聞き取るように心がけましょう。

メモなどを活用して情報の提供に努めましょう。

・ 肢体の不自由な方のために \_\_\_\_\_

自力で災害に対応する行動が制限されることもあり、周りの人の支援が大切です。

(1) 自分の身を守るために

車いすや歩行補助具など避難時に必要なものは、すぐに使える場所におきましょう。

災害が起きても車いすの通行に支障のないよう、通路の確保を心がけましょう。

(2) 肢体の不自由な方を守るために

肢体の不自由な方には進んで声をかけ、適切な情報提供と支援に努めましょう。

行き先などを伝えながら、安全な方法で誘導しましょう。

・ 内部障がいや病気の方のために \_\_\_\_\_

災害の状況によっては、通院することが困難な場合もあります。人工透析や

インスリン注射など、時間的な課題も考慮に入れて日ごろから対処方法を検討しておくことが必要です。

(1) 自分の身を守るために

かかりつけの医師に、災害時や通院できない時の対処を確認しておきましょう。

本人や家族の方は、緊急時の医療機関の連絡先を控えておきましょう。

カレンダー等に、かかりつけの病院を記入し、支援者にわかるよう、家の中の壁に貼っておきましょう。

(2) 内部障がいや病気の方を守るために

緊急時の医療機関に連絡するなど、その後の対応にも協力しましょう。

・判断能力が不十分な方のために \_\_\_\_\_

災害の発生による環境等の変化によって、精神的な動揺が高まることがあります。恐怖感を与えないように周りの人は、絶えず言葉をかけることが大切です。

(1) 自分の身を守るために

日ごろから服用している薬は、医師と相談のうえ備えておきましょう。

隣近所に、万一の場合の協力についてお願いしておきましょう。

(2) 判断能力が不十分な方を守るために

精神的な動揺を極力和らげてあげるように、安心できる言葉をかけ続けましょう。

避難するときは、行き先などを伝えながら、安全な方法で誘導しましょう。

・高齡や病気により介護が必要な方のために \_\_\_\_\_

高齡者は、年齡とともに運動機能が衰え、また病気なども伴って、災害時の適切な対応が困難となります。

(1) 自分の身を守るために

日ごろから家族の方と隣近所の方とのふれあいを通して、万一の対応など協力を依頼しておきましょう。

常備薬や緊急時の措置（通院ができない場合など）について、あらかじめ医師と相談しておきましょう。

寝たきりの方については、家族だけでの対応が困難となります。隣近所の協力をお願いしましょう。

(2) 高齡や病気により介護が必要な方を守るために

寝たきりの方の避難には、担架などを活用する必要があります。できれば準備しておきましょう。簡易担架の作り方も覚えておくと役立ちます。

・一人暮らしの高齡者の方のために \_\_\_\_\_

災害に備えた生活空間の安全対策（家具等の転倒、落下防止など）が不十分であったり、隣近所との付き合いが少ないときは、災害情報の伝達、適切な行動や支援を受ける機会を逸してしまったりするおそれがあります。

(1) 自分の身を守るために

普段から隣近所とのコミュニケーションを密にして、災害時の緊急情報の提供などの協力をお願いしておきましょう。

緊急時の連絡先など、必要な事項はカレンダー等に記入し、家の中の壁に貼っておきましょう。また、手帳などにも記入し携帯しましょう。

(2) 一人暮らしの高齢者の方を守るために

常日ごろから隣近所のふれあいが大切であり、見守りあえる関係を培いましょう。

いざと言う時のために、地域の高齢者クラブ等への入会など、社会参加を積極的に呼びかけましょう。

## 避難のときの持出品（参考）

### 非常時持出品【1日分程度】

- ・貴重品（現金、印鑑、保険証、免許証、通帳など）
- ・必需品（眼鏡、コンタクトレンズ、入れ歯など）
- ・非常食、飲料水（1人1日3ℓ）
- ・衣類（下着、ジャンパー、雨具、手袋など）
- ・ヘルメット、安全帽
- ・ラジオ（電池式や手回し式など）
- ・懐中電灯
- ・ホイッスル（笛）

- ・ ナイフ、缶きり
- ・ ティッシュペーパー、トイレトペーパー
- ・ ライター、マッチ
- ・ 食器類（スプーン、はし、カップ）
- ・ ビニール袋
- ・ 筆記用具、ノート
- ・ 毛布、寝袋
- ・ 救急セット（傷薬、ばんそうこう、ガーゼなど）
- ・ 常備薬（処方薬など7日分） お薬手帳など・・・

## 日ごろから備えておくもの（参考）

非常時備蓄品【最低3日分・出来れば1週間程度】

- ・ 非常食、飲料水（1人1日3ℓ）
- ・ 紙オムツ、粉ミルク
- ・ 食器類（スプーン、はし、カップ）
- ・ カセット式コンロ、スペアガス
- ・ 予備の乾電池
- ・ 洗面具（歯ブラシ、タオル、石鹸など）
- ・ 消火器など・・・

その他、要支援者が必要な物の例

- ・ 障害者手帳、療育手帳、介護保険証
- ・ 老眼鏡
- ・ 入れ歯と入れ歯ケース
- ・ 入れ歯用殺菌剤
- ・ 補聴器
- ・ つえ
- ・ 吸引器
- ・ 吸入器
- ・ ストマ装具
- ・ 点字版
- ・ 補装具（義肢、車イスなど）
- ・ 携帯用酸素ボンベ
- ・ 大人用オムツ